

別表 1（第 14 条関係）対象施設等の決定基準

項目	基準の内容
1. 保育に従事する者の数	○保育に従事する者の数は、満 3 歳以上満 4 歳未満の幼児概ね 20 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児概ね 30 人につき 1 人以上とする。ただし、常時 2 人を下回ってはならない。
2. 保育に従事する者の資格	○保育に従事する者の概ね 3 分の 1 は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に基づく幼稚園の教諭の免許状を有する者、保育士、看護師（准看護師を含む。）又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の施設等に限る。）とする。
3. 保育室等の構造設備及び面積	○保育室の面積は、概ね幼児 1 人当たり 1.65 m ² 以上であること。 ○便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ幼児が安全に使用できるものであること。 ○必要な遊具、保育用品等を備えること。 ※通常の保育が屋外の場合は、荒天時等に一時的に退避可能なスペースを確保すること。
4. 非常災害に対する措置	○消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 ○非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。 ○保育室を 2 階に設ける建物は、建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同法第 2 条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物、保育室を 3 階に設ける建物は、耐火建築物であること。 ※通常の保育が屋外の場合は、荒天時などに一時的に退避可能なスペースを確保し、具体的な避難方法や経路について定期的に訓練すること。
5. 集団活動の内容	○幼児一人一人の心身の発育や発達の状態に基づいた適切な教育・保育の計画の策定し、実施していること。 ○各施設の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。
6. 給食（給食を実施している場合に限る。）	○児童の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。 ○調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。
7. 健康管理・安全確保	○幼児の健康観察等を通じて日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な安全管理を行うこと。 ○保険（賠償責任保険、傷害保険など）に加入すること。
8. 利用者への情報提供	○活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。

9. 職員・幼児の帳簿の整備	○職員及び幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておくこと。
10. 会計処理	○財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。 ○全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 ○財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 ○採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。